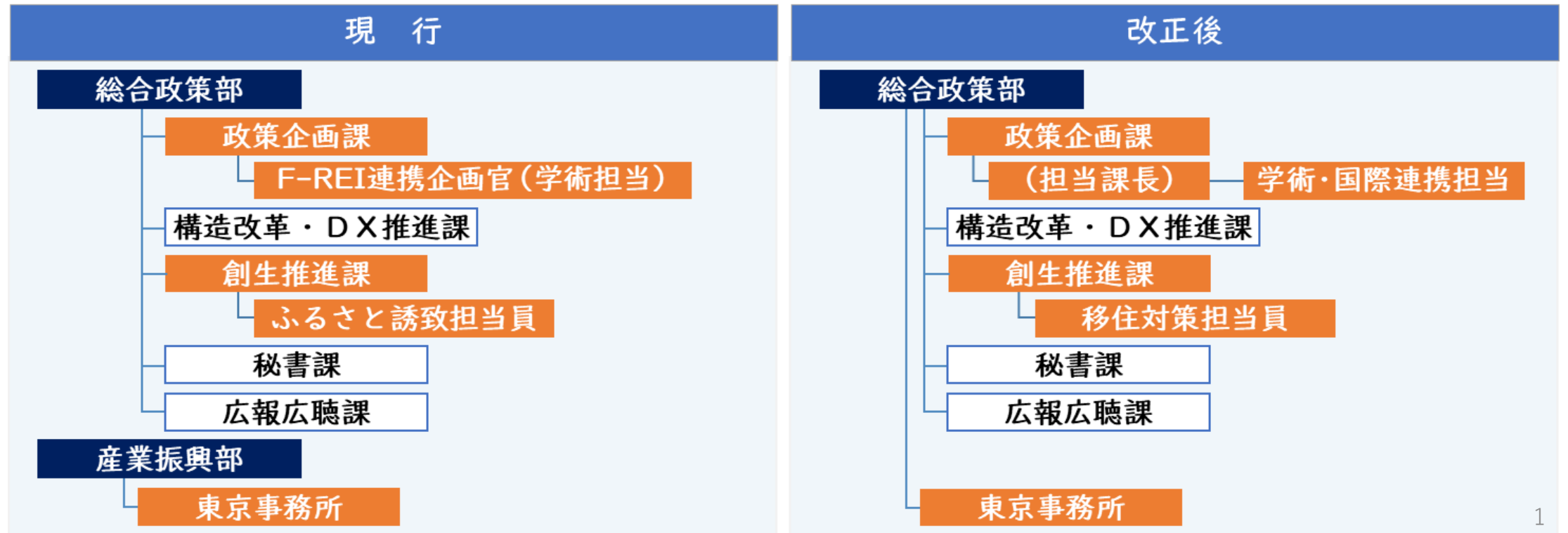


令和7年度 行政組織の改正について

総務部 人材育成支援課

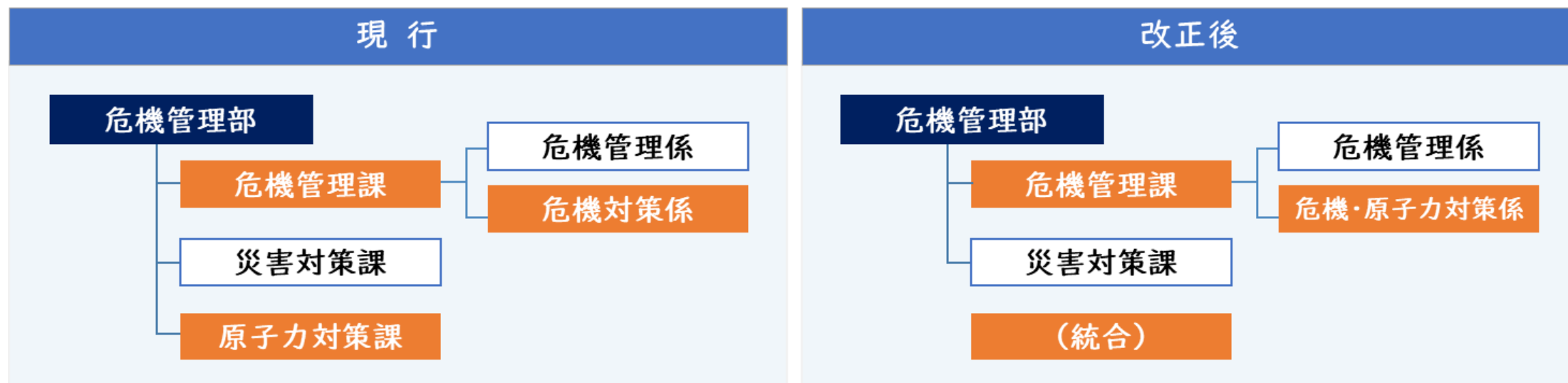
1. 総合政策部政策企画課学術・国際連携担当の新設等

- 国連ユニタールCIFALジャパン国際研修センターなど、広い視点から高等教育機関等と連携した人づくりに取り組むため、「学術・国際連携担当」を政策企画課内に新設します。
- 移住希望者の多様化するニーズに対応し、相談者の利便性向上を図るなど、移住に関する支援体制を強化するため、IWAKIふるさと誘致センターの事務局を商工会議所から市に移管するとともに、創生推進課の「ふるさと誘致担当員」を「移住対策担当員」に改称します。
- UIJターン、企業・本社機能誘致や交流・関係人口拡大に向けた、シティセールス機能強化を図るため、「東京事務所」を「産業振興部」から「総合政策部」に移管します。



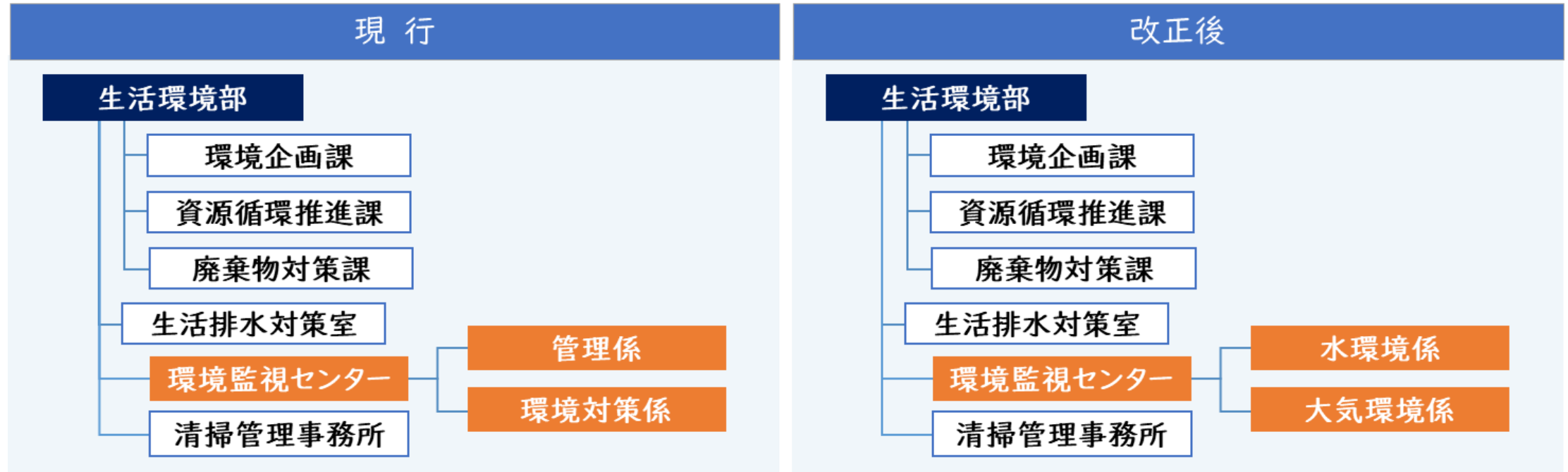
2. 危機管理部原子力対策課の見直し

- 福島第一、第二原子力発電所の廃止決定やALPS処理水の海洋放出など原子力対策の進捗を踏まえ、組織の簡素・効率化を図るとともに、自然災害に加え、原子力災害を含めた多様な危機事象に迅速に対応できる体制を構築するため、「原子力対策課」を「危機管理課」に統合します。



3. 生活環境部環境監視センターの係体制の見直し

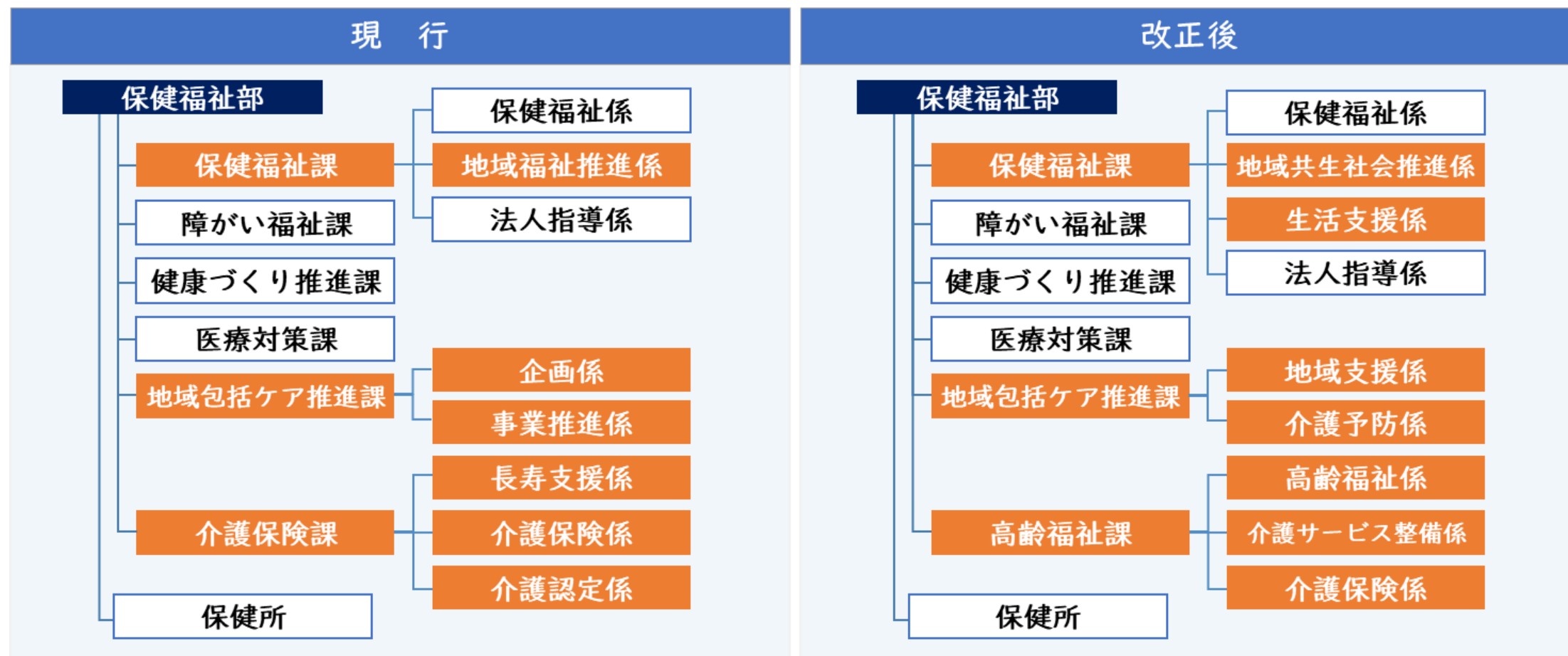
- 環境施策の効率的・効果的な推進を図るため、「環境企画課」と「環境監視センター」で共管している**大気汚染及び水質汚濁等の防止に関する業務**を「環境監視センター」に一元化します。
- 届出・相談等窓口の一本化による事業者の利便性の向上や事業者指導体制の強化を図るため、環境監視センターの係体制を見直し、「**水環境係**」と「**大気環境係**」に再編します。



4. 保健福祉部の再編（1／2）

- 地域共生社会の実現に向け包括的な支援体制を整備するため、「地域包括ケア推進課」の担当する地域包括ケア推進会議の業務を「保健福祉課」に移管するとともに、「地域福祉推進係」を、地域共生社会推進の司令塔となる「**地域共生社会推進係**」と生活保護・生活困窮を担当する「**生活支援係**」に再編します。
- 住民支えあい活動、認知症施策、多死社会への対応、並びに介護予防施策の推進強化を図るため、「介護保険課」が担当する地域支援及び介護予防に関する業務を「地域包括ケア推進課」に移管することに伴い「地域包括ケア推進課」の係体制を見直し、地域包括ケア及び認知症施策を推進する「**地域支援係**」と介護予防施策を推進する「**介護予防係**」に再編します。
- 高齢者福祉施策の効率的な推進と、介護人材の確保・育成に向けた取り組みの強化を図るため、「介護保険課」を「**高齢福祉課**」に改称し、係体制を見直す。
「長寿支援係」は、高齢者福祉に係る企画立案や調整を担当する「**高齢福祉係**」と、介護人材の確保対策や介護保険サービス基盤の整備を推進する「**介護サービス整備係**」に再編します。
また、介護認定業務のDX化の進捗に伴い介護保険に関する業務を一元化し、業務の効率化を図るため、「介護認定係」を「介護保険係」に統合します。

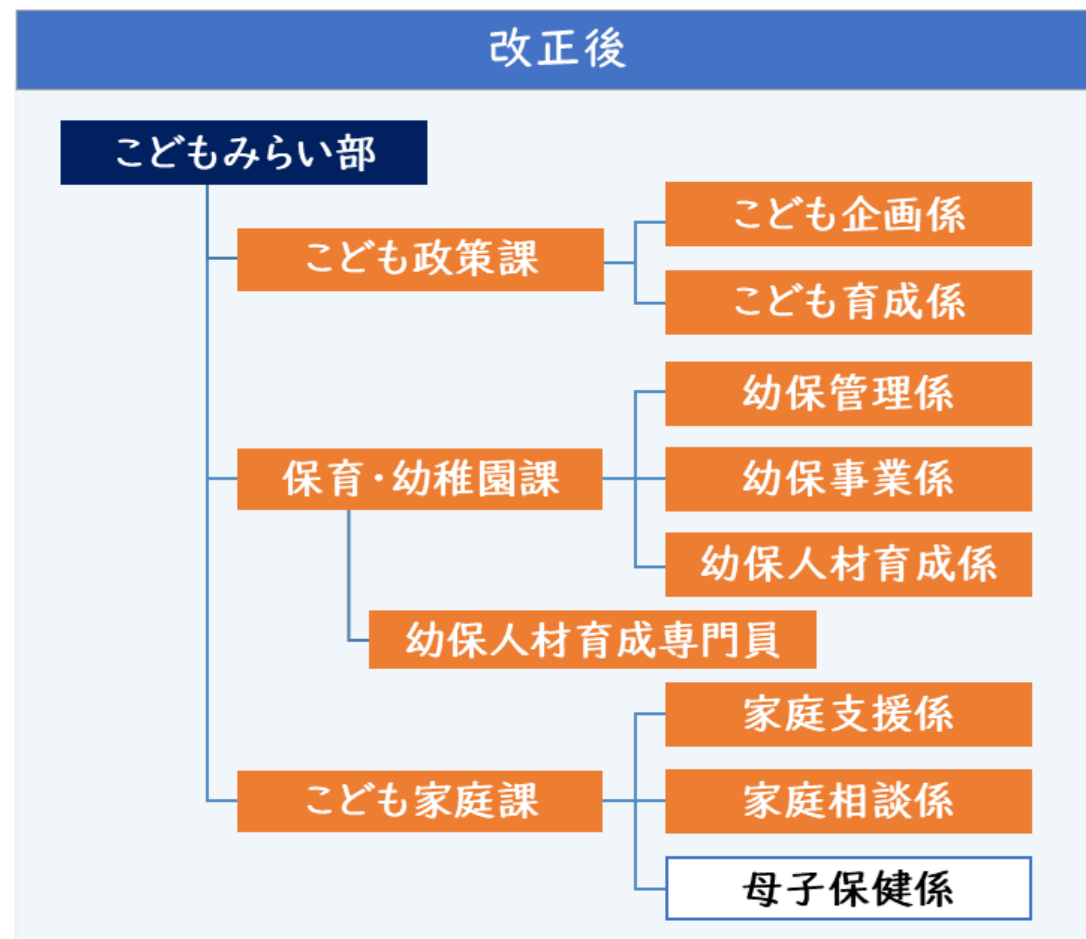
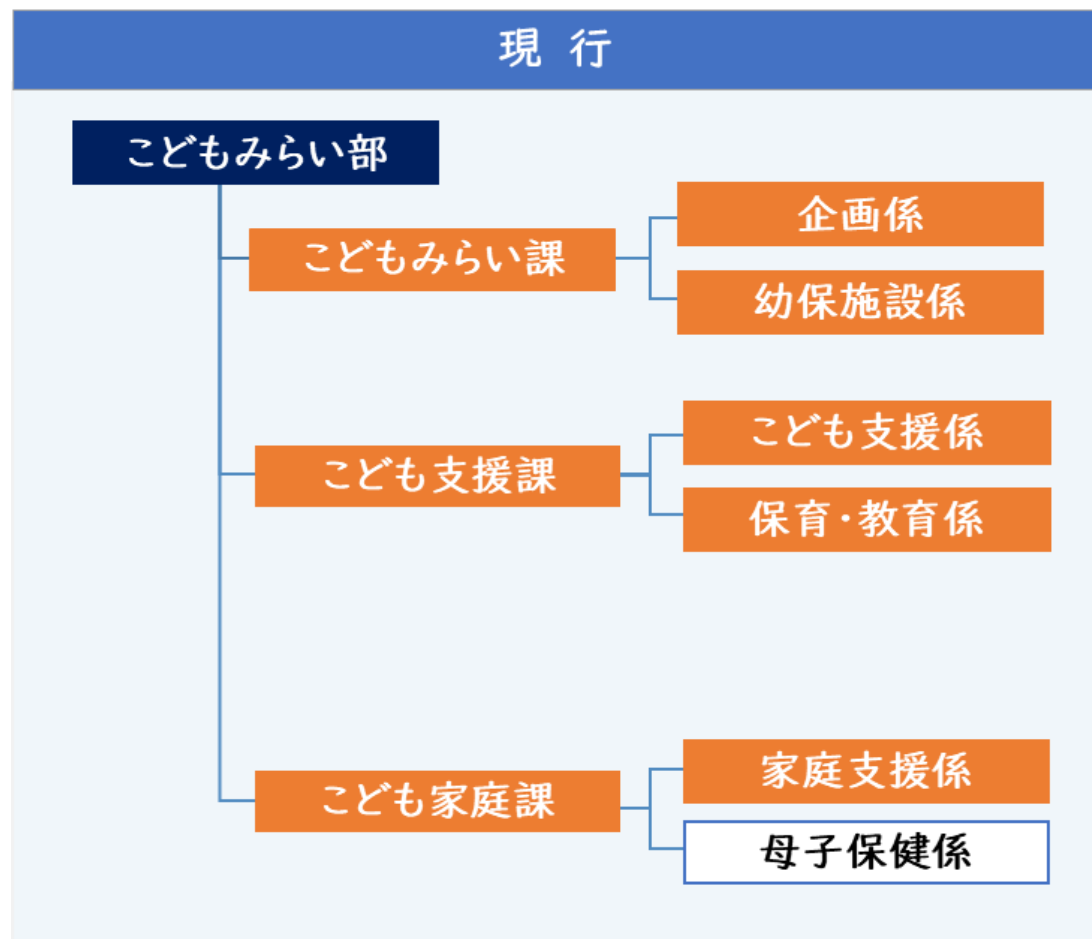
4. 保健福祉部の再編（2 / 2）



5. こどもみらい部の再編（1／2）

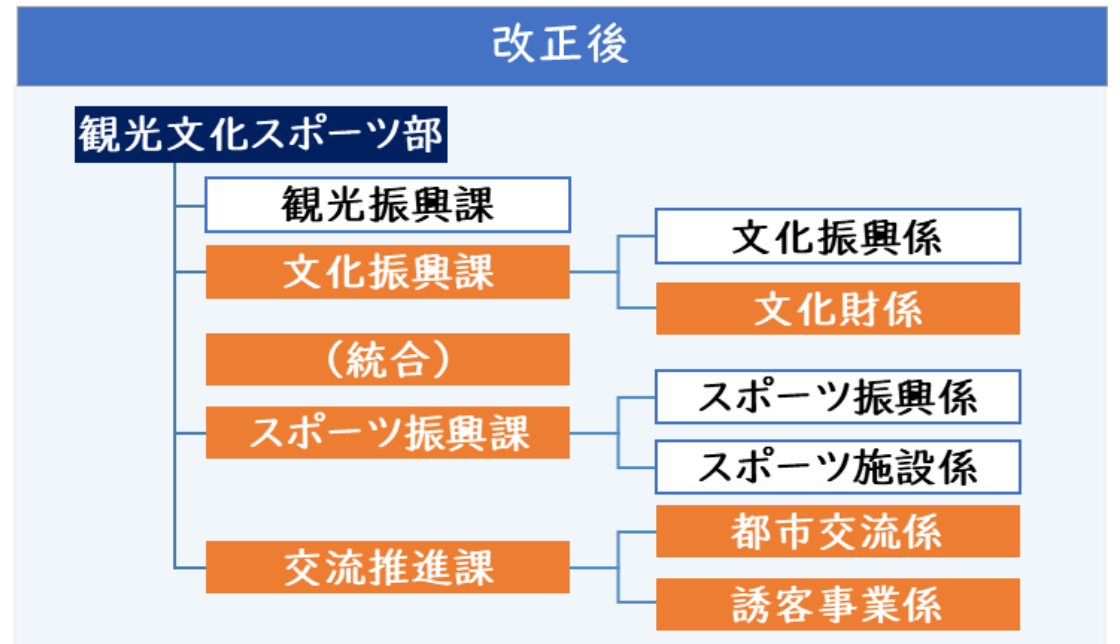
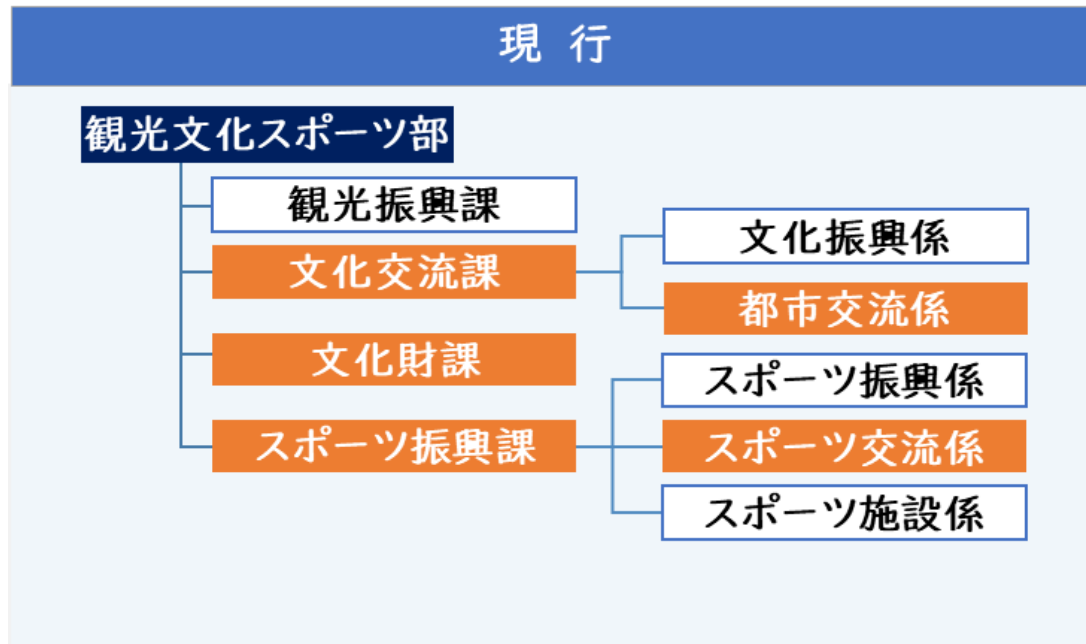
- 多様な保育ニーズに対応するとともに、幼児教育・保育の質の確保と保育環境の整備を推進するため、「こどもみらい課」と「こども支援課」を再編し「こども政策課」と「保育・幼稚園課」を新設します。
- 「こども政策課」においては、「こどもみらい課」が担当する児童福祉に係る企画、調整及び統括に関する業務に加え、「こども支援課」が担当する放課後児童健全育成事業に関する業務を担当し、子ども・子育て支援策の充実を推進します。
- 「保育・幼稚園課」においては、「こどもみらい課」が担当する幼保施設の整備・管理や認可に関する業務に加え、「こども支援課」が担当する幼保施設の管理運営や保育士等の指導に関する業務を担当し、幼児教育・保育に対する総合的な支援を実施します。
- 現場の保育士等に対する指導・助言・研修等の人材育成に係る部分を強化するため、「保育・幼稚園課」に「幼保人材育成専門員」を配置します。
- 児童虐待やヤングケアラーなど要保護児童等の支援に加え、新たにDVなど困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するため、「こども家庭課」に「家庭相談係」を新設します。

5. こどもみらい部の再編（2／2）



6. 観光文化スポーツ部の再編

- 「文化財課」は、磐城平城の史跡指定等やデジタルミュージアムの運用を開始するなど課の設置目的を達成したことから、「文化交流課」と統合し、「文化振興課」を新設します。
「文化振興課」は、「文化交流課」が担当する文化芸術の振興に関する業務に加え、「文化財課」が担当する文化財の保護及び活用に関する業務を担当し、継続性・一貫性のある文化振興を一層促進します。
- 「スポーツ振興課」が担当するスポーツを通じた交流事業と「文化交流課」が担当する都市交流事業に加え、「観光振興課」と「スポーツ振興課」が共管してきた、いわきF Cとの連携やナショナルサイクルルートの指定に向けた取組みを強化し、スポーツによる誘客を軸とした地域活性化を総合的に推進するため、「交流推進課」を新設します。



7. 土木部の再編（1／2）

- 社会ニーズの変化に対応し、業務体制を「新規整備」から「維持管理」へ転換することで、自然災害対策やインフラの効率的な維持管理、土木行政のDX推進などの課題に機動的に取り組む体制を確立・強化するため、「土木部」を再編します。
- 「土木課」と「河川課」が担当する計画業務を集約し、土木行政全般の政策形成や総合企画・調整業務を一体的に担当する「土木政策課」を新設するとともに、河川行政の総合調整や流域治水等を担う「河川政策担当」を新設します。
- 「道路管理課」と「河川課」が担当する維持管理業務を集約し、道路構造物長寿命化及び市道・河川・排水路等の維持管理業務を一体的に担当する「維持保全課」を新設するとともに、許認可業務や「土木課用地対策担当」が行っている用地取得業務を担う「用地管理担当」を新設します。
- 「土木課」、「道路管理課」及び「河川課」が担当する新設・改良事業を集約し、道路、河川及び排水路の整備業務を一体的に担当する「建設事業課」を新設します。

7. 土木部の再編（2／2）



8. 都市建設部建築指導課開発・盛土対策担当の新設

- 危険な盛土等を規制する盛土許可制度や、無秩序な市街化を規制する開発許可制度を包括的かつ専門的に担うため、「**開発・盛土対策担当**」を建築指導課内に新設します。

